



# 鳥取県公報

平成12年 5月19日(金)  
号外第48号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 1

## 規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第75号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成 3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「又は第 2 項」を「若しくは第 2 項、第27条の 2 第 1 項又は第63条の 3 第 1 項」に改める。

第26条第 1 項中「第13条第 2 項」を「第13条第10項」に改める。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

措 置 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名

印

児童福祉法第 条第 項 (第 号) の規定により、下記のとおり児童の措置を決定しましたので、  
通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)
	住 所		
措 置 の 内 容			
措 置 年 月 日		年 月 日	
措 置 の 理 由			

備考 児童福祉法第56条の規定により負担することとなる費用月額については、別途書面により通知します。

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

その2

(施設・里親・保護受託者用)

措 置 決 定 通 知 書

番 号

年 月 日

様

職 氏 名

印

児童福祉法第 条第 項(第 号)の規定により、下記のとおり児童の措置を決定しましたので、  
通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)	
	住 所			
保 護 者	氏 名	児童との続柄		
	住 所			
措 置 の 内 容				
措 置 年 月 日		年 月 日		

様式第12号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

措 置 解 除 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

年 月 日付けで決定した児童福祉法第 条第 項 (第 号) の規定による措置を、下記のとおり解除することとしましたので、通知します。

記

児 童	氏 名	男  女	年 月 日 生 ( 歳)
	住 所		
解除する措置の 内 容			
措 置 解 除 年 月 日		年 月 日	
理 由			

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

その2

(施設・里親・保護受託者用)

措 置 解 除 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名

印

年 月 日付で決定した児童福祉法第 条第 項(第 号)の規定による措置を、下記のとおり解除することとしましたので、通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)	
	住 所			
保 護 者	氏 名	児童との続柄		
	住 所			
措 置 解 除 年 月 日		年 月 日		

その3

(保護者用)

措 置 停 止 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名



年 月 日付けで決定した児童福祉法第 条第 項(第 号)の規定による措置を、下記のとおり停止することとしましたので、通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)
	住 所		
停止する措置の 内 容			
措 置 停 止 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	( 日間)
理 由			

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

その4

(施設・里親・保護受託者用)

措 置 停 止 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名



年 月 日付けで決定した児童福祉法第 条第 項 (第 号) の規定による措置を、下記のとおり停止することとしましたので、通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)	
	住 所			
保 護 者	氏 名		児童との続柄	
	住 所			
措 置 停 止 期 間		年 月 日から	( 日間)	
		年 月 日まで		

その5

(保護者用)

措 置 変 更 決 定 通 知 書

番 号

年 月 日

様

職 氏 名

印

年 月 日付けで決定した児童福祉法第 条第 項 (第 号) の規定による措置を、下記のとおり変更することとしましたので、通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳 )
	住 所		
変 更 事 項			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。



その6

(施設・里親・保護受託者用)

措 置 変 更 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

年 月 日付で決定した児童福祉法第 条第 項(第 号)の規定による措置を、下記のとおり変更することとしましたので、通知します。

記

児 童	氏 名	男 女	年 月 日 生 ( 歳)		
	住 所				
保 護 者	氏 名		児童との続柄		
	住 所				
変 更 事 項					
変 更 前					
変 更 後					
変 更 年 月 日		年 月 日			

様式第14号中「郵便番号□□□□-□□」及び「電話番号」を削る。  
住所

様式第15号から様式第18号までの規定中「郵便番号□□□□-□□」及び「電話番号」を削り、「事由」を  
住所  
「理由」に改める。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号 (第26条関係)

(表面)

年度鳥取県保育士試験受験申請書

職 氏 名 様

鳥取県保育士試験を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

年 月 日

受験番号		
実地試験	月 日	
	午 前	午 後

(ふりがな)				鳥取県収入証紙 ちょう付欄  (他県の収入証紙) 及び収入印紙は 無効とする。  (消印しないこと。)
氏 名				
生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
現 住 所	(〒 ) (電話 )	本 籍 地 の 都 道 府 県 名		
試験の連絡先 <small>(現住所と異なる 場合だけ記入)</small>	(〒 ) (電話 )			
最終学校	年 月卒業 学年在学中			
試 験 科 目 免 除 願 ( 年以降の試験に合格した科目又は厚生大臣の指定した学校 ) ( 若しくは施設で専修した科目 )				
科 目 名	合格した都道府県 又は学校名等	証明書番号	証明書交付年月	
社 会 福 祉		第 号	年 月	
児 童 福 祉		第 号	年 月	
児童心理学及び 精 神 保 健		第 号	年 月	
保健衛生学及び 生 理 学		第 号	年 月	
看護学及び実習		第 号	年 月	
栄養学及び実習		第 号	年 月	
保育原理及び 教 育 原 理		第 号	年 月	
保 育 実 習		第 号	年 月	

点 検 欄	資 格 手 数 料	住 民 票	戸 籍 抄 本	写 真	受 験 票	一部科目 免除確認	円切手 封 筒	確 認 印	資 格 見 込

(記入上の注意)

- 1 太い線で囲んだ部分の欄は記入しないこと。
- 2 記入はすべて青か黒インキを用い、かい書でていねいに書くこと。
- 3 数字は算用数字を用いること。
- 4 該当事項は○で囲むこと。

(裏面)

児 童 福 祉 施 設 勤 務 証 明 書

(氏 名)

上記の者は 年 月 日から 年 月 日に至る間当施設において児童の保護に従事した者であることを証明します。

年 月 日

(施設所在地)

(施設種別)

(施設名)

(施設長氏名)

印

上記施設は児童福祉法による認可施設であることを証明します。

年 月 日

(都道府県主管課長)

印

(注意) 1 受験資格(2)及び(3) (保育士試験実施要領の受験資格の項) を受験資格とする者は、この証明を受けること。

2 鳥取県以外に所在する施設の場合には、認可施設であることの証明を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条並びに様式第11号及び様式第12号並びに様式第14号から様式第18号までの改正規定は、平成12年6月1日から施行する。